



青森県報

号外第七十三号 平成十三年七月三十一日(火曜日)

目 次

規 則

○市町村に対し交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定方法に関する規則の一
部を改正する規則

(市
振興町
課村) :

○市町村に対し交付すべき地方特例交付金の額の算定に用
いる市町村たばこ税増収見込額の算定方法に関する規則の
一部を改正する規則

(同) …

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村に対し交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定方法に関する規則の規定は、平成十三年度分の普通交付税から適用する。

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基
準税額等の算定方法に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
市町村たばこ税増収見込額の算定方法に関する規則の一部を改正する規則

平成十三年七月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第七十二号

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基
準税額等の算定方法に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基
準税額等の算定方法に関する規則(昭和四十九年十二月青森県規則第八十九号)の一部を
改正する規則

市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の算定に用いる市町村たばこ税
増収見込額の算定方法に関する規則の一部を改正する規則

青森県規則第七十三号

平成十三年七月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第七十三号

見込額の算定方法に関する規則（平成十一年七月青森県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「0.999460638」を「0.999169674」、 「10157」を「10119」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の算定に用いる市町村たばこ税増収見込額の算定方法に関する規則の規定は、平成十三年度分の地方特例交付金から適用する。

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一號	青森市古川二丁目一七番五號
青 森 県	東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭